子 ど も 広 場 管 理 規 則

第1条 子ども広場(以下「広場」という。)の管理運営についてはこの規則 の定めるところによる。

第2条 広場の位置は、明石市

とする。

第3条 広場は主として 町内およびその周辺に居住する児童に、安全な遊び場を与え児童の健全な育成をはかる。

第4条 広場の管理責任者は

とする。

- 第5条 管理責任者は、広場が駐車場、物置場、大人の遊び場など他の目的の ために使用されないようにすることはもちろん、広場の美化など環境整備に あたり、子どもが楽しく遊ぶことができるようにすること。とくに、廃棄物、 危険物等が放置されることのないよう管理する。
- 第6条 管理責任者は、児童の保護者と共に、児童が次のことを守るように指導しなければならない。
 - (1) 広場において危険な遊びをしない。
 - (2) 広場施設を大切に取り扱い、破損してはならない。
 - (3) 他の児童に迷惑をかけてはならない。
- 第7条 管理責任者は、広場管理の総括者であり、常に地域関係団体との連絡、 調整に努めること。
- 第8条 管理責任者の変更があったときは、速やかに教育長へ届出なければな らない。

年 月 日

団 体 名

代表者氏名